

# 国民健康保険税改定のお知らせ

WEB 1007214 税率に関すること

WEB 1007218 軽減に関すること

令和8年度の国民健康保険税につきまして、次のとおり税率等の改定を行いましたので、お知らせします。

## ○国民健康保険税率の改定

愛知県が市町村に示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税率を改定しました。

区分	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分※		子ども・子育て支援金分(新設)
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度	
所得割	7.13%	<b>7.73%</b>	2.66%	<b>2.74%</b>	2.31%	<b>2.41%</b>	<b>0.29%</b>
均等割	30,500円	<b>33,500円</b>	11,500円	<b>11,600円</b>	11,800円	<b>12,100円</b>	<b>1,200円</b> ※18歳未満免除
平等割	18,400円	<b>21,500円</b>	6,600円	<b>7,400円</b>	6,000円	改定なし	<b>800円</b>
18歳以上均等割							<b>100円</b>

※介護保険料にあたるもので、40歳以上65歳未満の被保険者にご負担いただきます。

## ○課税限度額の改定

国の基準にあわせ、医療給付費分の課税限度額を引き上げました。

	令和7年度	令和8年度	引上げ額
医療給付費分	66万円	<b>67万円</b>	1万円
後期高齢者支援金等分	26万円	26万円	改定なし
介護納付金分	17万円	17万円	改定なし
子ども・子育て支援金分		<b>3万円</b>	3万円(新設)
合計	109万円	<b>113万円</b>	4万円

## ○保険税軽減適用基準の改定

国の基準にあわせ、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げました。

<b>7割軽減</b>	改正なし	前年の合計所得金額が、【43万円+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
<b>5割軽減</b>	令和7年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(30.5万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
	令和8年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(31万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
<b>2割軽減</b>	令和7年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(56万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯
	令和8年度	前年の合計所得金額が、【43万円+(57万円×世帯の被保険者数 <sup>*2</sup> )+10万円×(給与所得者等の数 <sup>*1</sup> -1)】以下の世帯

※1 給与所得者等とは給与所得者及び公的年金等に係る所得者をいいます。

※2 世帯の被保険者数には国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方も含みます。

問 保険医療課 ☎444・3168